

令和4年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第1号

日時 令和4年12月7日(水曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | |
|---------------|---|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定について |
| 日程 3 | 諸般の報告 |
| 日程 4 | 行政報告 |
| 日程 5 | 所管事務調査報告 [総務文教常任委員会] |
| 日程 6 | 所管事務調査報告 [産業厚生常任委員会] |
| 日程 7 請願第 3号 | 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願 |
| 日程 8 議案第 57号 | 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 議案第 58号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 議案第 59号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 議案第 60号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 議案第 61号 | 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 議案第 62号 | 鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 議案第 63号 | 令和4年度鹿追町一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程 15 議案第 64号 | 令和4年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |

- 日程 16 議案第 65 号 令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算(第2号)について
- 日程 17 議案第 66 号 令和4年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第
2号)について
- 日程 18 議案第 67 号 令和4年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第3
号)について
- 日程 19 議案第 68 号 令和4年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第
3号)について
- 日程 20 議案第 69 号 令和4年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号)について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(10人)

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員		

4 欠席議員(1人)

11番 吉田 稔議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 渡 辺 雅 人

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 葛 西 浩 二

総務課財政担当課長	菊池光浩
会計管理者	富樫靖
企画課長	草野礼行
町民課長	平山宏照
保健福祉課長	西垣慎也
子育て支援課長	米澤裕恵
農業振興課長	檜山敏行
農業振興課長補佐兼環境保全センター係長	橋本和則
商工観光課長	松井裕二
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	高井宏行
瓜幕支所長	東原孝博
国民健康保険病院事務長	渡辺弘樹

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課主幹	天野健治
社会教育課長	渡邊恒義

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和4年12月7日（水曜日） 午前10時00分 開議

○議長（安藤幹夫）

ただいまから令和4年第4回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、説明員は最小限の出席といたします。

ここで御報告いたします。

吉田稔議長から、本定例会の会議を欠席する旨の届けがありました。

地方自治法第106条第1項の規定により、吉田議長に代わり議長の職務を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤幹夫）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、上嶋和志議員、7番、川染洋議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（安藤幹夫）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

会期は、本日から12月14日までの8日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（安藤幹夫）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から8月分、9月分、10月分の出納検査報告の写しをお手元に配付して

おりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長（安藤幹夫）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和4年第4回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

最初に、11月3日には、令和4年度鹿追町民文化祭記念式典等が開催されました。

本年の式典におきましては、文化奨励賞に鹿焼会陶芸サークル様、そして、青少年文化奨励賞には瓜幕小学校6年の原由伸さんが表彰されました。

また、文化連盟表彰では、文化連盟賞として光画会に所属をされている西嶋勝江さんが受賞されております。

本年度はこの式典のほか、新型コロナウイルス感染症で3年ぶりに開催されましたお茶会、それから作品展示、芸能発表も午後から行われました。私もそれぞれ見せていただきました。

芸能発表では10個のプログラムで59の方が出演されていまして、3年ぶりということで大変良かったなと思っているところであります。

11月6日には、帯広市のとちプラザで陸上自衛隊第5旅団長の防衛講話がありました。これは防衛推進協議会連合会、帯広市自衛隊家族会の共催という形で開催されました。

陸上自衛隊第5旅団、それから帯広地方協力本部、東北北海道自衛隊協力会連合会、そして十勝地方及び帯広市自衛隊協力会、それから帯広地方隊友会の協力で開催されました。

鳥海誠司旅団長の防衛講話ということで、鳥海誠司旅団長は昨年12月に第12代の第5旅団長として着任されております。

講話の内容といたしましては、最近の安全保障の情勢あるいは自衛隊の果たす役割、こういった内容で御講演をいただいたところであります。

講演の後、とちプラザの視聴覚室でそう広くない場所ですが第5音楽隊のアンサンブル、木管五重奏ということで演奏会が開かれました。3曲、4曲ぐらいでしたか、大変いい演奏を聞かせていただきました。

十勝管内の協力会、それから隊友会ということで鹿追からも隊友会の福原尋義支部長、それから清水浩徳議員が御出席されておりました。

翌11月7日には、消防団協力事業所証交付式が行われました。この事業所証ですけれども、それぞれの会社等において従業員の方が消防団に入団されており、そして地域防災に協力していただいている証となる消防団協力事業所表示証を、新たに町内の四つの事業所に交付させていただきました。

今回交付させていただいたのはJ A鹿追町、鹿追町商工会、石田鉄工、佐々木工務店、この四つの事業所であります。

先ほども申し上げましたが基準としては2人以上の従業員の方が常に消防団員として入団されており、複数年勤続されていることが認定の条件となっているところであります。

近年なかなか消防団員の成り手が少ない中、非常に事業者の皆さんの協力に心から感謝をするものであります。

当日それぞれ事業所の代表の皆さんもお越しをいただきまして、これからも地域の安全・安心のため協力していきたいというお話をいただいたところであります。

11月7日には十勝町村会の第2回臨時総会が幕別町で開催されました。当日の議題は、これまでも何回か説明をさせていただいておりますが、図柄入りご当地ナンバープレート十勝の導入ほかについての議題でございました。

内容は先般の全員協議会でもお話をさせていただいたとおり、漢字の「十勝」と十勝町村会で議決して、現在のところ11月11日に十勝町村会から北海道十勝総合振興局に十勝ナンバーに対する要望書を提出したところであります。

この後は北海道から北海道運輸局を通じて国土交通省に導入意向表明書、これが11月末までということで既に提出されているものと思います。年明けに北海道から導入申込書の提出、その後、国土交通省で順調にいけば来年の7月から9月の間に決定されるということになっていくのかと思います。

その後いろいろ図柄の関係とかありますけれども、最終的に認められて手続きが進むと令和7年5月から新しいナンバープレートの交付開始という段取りになろうかと思います。この後状況についてはそれぞれ推移を見守っていきたいと思っております。

11月8日から9日にかけて、令和4年度北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の秋季中央要望ということで、東京に北海道の役員の皆様と共に行ってまいりました。

駐連協と言っておりますけれども駐連協の要望については、主に自衛隊の体制強化の要

望が中心になっております。非常に厳しい安全保障環境ということもございまして、また、この12月末までに防衛3文書の改定の検討が進められているということもにらんで新たな防衛計画の大綱においては自衛官の定数確保、あるいはこの北海道の重要性についても継続的に明記をしてほしい、あるいは、北海道における自衛隊の体制強化、充足率向上等々について要望してきたところであります。

要望先としては、自由民主党の幹事長代理の若宮健嗣衆議院議員、あるいは自民党の北海道ブロック両院議員会への要望、そして今の二つは午前中です。午後から防衛省に行きまして、航空幕僚長あるいは海上幕僚副長、陸上幕僚については山根寿一副長、それから浜田靖一防衛大臣ということで要望してきたところであります。

翌10日には、北海道基地協議会の中央要望ということで、こちらにも参加してきました。この北海道基地協議会については主に防衛施設周辺対策整備基地交付金あるいは調整交付金等々、そういった観点での要望でございます。これについては防衛省に行きまして防衛政務官、それから事務方の地方協力局長等々ということで引き続き、令和5年度の予算確保等々について要望してまいりました。

次に11月11日には、町行財政改革推進本部会議を開催しております。課長職が全員入っての行革会議でありますけれども、今年の2月に策定しました鹿追町の行革大綱での取組事項の進捗状況、併せて今回、全員協議会等でも説明させていただきましたけれども、財政健全化を目的としました財政計画策定について説明したところであります。

財政効果の関係では、令和5年度までに5億円という削減目標を掲げて、令和4年度の予算編成時まで3億円を超える削減に取り組むことができたのですが、まだ、目標に達していないということで、来年度以降も引き続き削減に取り組むことの確認をしたところでございます。また、併せて行財政改革プロジェクト職員のプロジェクトチームから提案のあった事項の進捗確認、あるいは補助金の適正化に関する状況、町有地・公共施設等の活用について報告を受け、それぞれ確認をしたところでございます。

財政計画については10年間の期間ということですので、それぞれ決算状況、毎年の決算状況を見ながら常に見直しをしていきたいということでございます。

同じく11日には、北海道社会貢献賞表彰の伝達式ということで、今回は白川悦子さん、それから東海林美子さんが北海道社会貢献賞、社会事業関係功労者ということで表彰されましたので伝達させていただきました。

白川さんにつきましては、平成12年に鹿追町社会福祉協議会理事に就任以来、地域福祉

を推進する中核組織の一員として御尽力されるとともに平成 26 年からは会長職として会の運営に貢献されているということでございます。

それから東海林さんにつきましては、平成 13 年から民生児童委員ということで地域の見守りや相談、各種行事に積極的に参加するなど地域福祉の向上に寄与されたことが表彰の理由となっているところであります。

お二人のそれぞれの活動に改めて感謝を申し上げたところでございます。

11 月 15 日には、渡辺雅人教育長とともに北海道の倉本博史教育長のところを訪ねてまいりました。唐川智幸学校教育監も同席していただきました。

今回は要望書を持ってということではありませんでしたけれども、最近の鹿追高校の取組、全国募集あるいは 3 年ぶりになりますカナダ短期留学を実施したことなど、特に高校等を巡る情勢について意見交換、報告をさせていただいたところであります。

それから同じ 15 日、私は札幌でいろいろ用事がありまして行けなかったのですが、東京で全国過疎地域連盟の第 54 回総会が開催されましたので、副町長が出席しております。

今、過疎の加盟団体 1,944 団体あるそうです。当日は出席と委任状を含めて 1,374 団体、うち北海道からは本町含めて 56 団体が出席したということであります。来賓については、寺田稔総務大臣、細田博之衆議院議長、それから自民党の過疎対策特別委員会の宮下一郎委員長。それから衆議院、参議院議員 25 人程度が来賓としてお見えになっていたということでございます。

総会は役員補充それから改選、令和 5 年度の過疎対策予算、政策に関する決議・要望、それから要望活動方法についてそれぞれ議決をされました。

決議内容としては 8 項目、地方交付税に財源保障機能の充実強化を含めた 8 項目の決議がされたということでございます。

併せて総務省の地域力創造審議官、大村慎一氏より人口急減地域における特定地域づくり事業の推進について説明があったということでございます。

それから同じく 11 月 15 日、札幌で北の住まいるタウンの第 10 回まちづくりメイヤーズフォーラムが札幌ビューホテル大通公園で開かれました。

第 10 回目のこの北の住まいるタウン、第 1 回目から実は鹿追町はいろいろ関係をさせていただいております。今回のメイヤーズフォーラムでは、基調講演が地方独立行政法人 北海道立総合研究機構の小高咲理事長、それから特別講演として、株式会社 クリエイティブオフィスキューの鈴木貴之氏からの講演のあと、パネルディスカッションということで、

今回のテーマは「ゼロカーボンなまちづくりを目指して」ということでしたので、事例紹介の一つ目として伊達市の菊谷秀吉市長から「デジタル時代の移住のすすめ」というお話、そして事例2の紹介として私から「鹿追町が目指すゼロカーボンシティ」ということでお話をさせていただいたところでもあります。

この北の住まいるタウンについて毎年自治体の首長が大体2人ずつこういった形でお話をさせていただくのですが、鹿追は今回10回目ですが、1回目、5回目とこういう話をさせていただいて、今回は実は3回目ということになります。そういった形で鹿追のゼロカーボンの取組をお話させていただいたところでもあります。

次に11月17日には、全国町村長大会、これも3年ぶりに開催されました。例年NHKホールだったのですが、今年はホテルニューオータニで開催され、全国から町村長が集まってそれぞれ大会決議等の決定、それから各種要望活動について決定がされたところでもあります。

この大会終了後、十勝町村会の臨時総会、町村会の補正予算などの審議のあと、2班に分かれて地元国会議員への要望活動も併せて実施されたところでもあります。

11月20日には、第1回の社会人北海道ゲートボール大会が交流センターみないるで開催、実施されました。社会人ゲートボール大会、この日は十勝管内から10チームが出場しました。目的としては何となくゲートボールは高齢者というイメージなのですが、現役世代に広げてゲートボールを親しんでもらってということが一番の狙いでもあります。

北海道ゲートボール連合会の会長は、大谷亨北海道議会議員がお務めいただいて、当日は主催者挨拶ということで御来町いただいたところでもあります。

鹿追町ゲートボール協会の佐藤章一会長をはじめ鹿追の特に高齢者の方が審判等も務めていただきました。それから清水浩徳議員も当日御活躍をいただいたところでもありますけれども、そういったことで高齢者に限らず、ゲートボールをもっともっと広げていく必要があるのだと感じたところでもあります。

次に、11月20日には、鹿追消防団創設100年の記念式典が町民ホールで開催されました。中川郁子衆議院議員、それから十勝選出の北海道議会議員の皆様ほか町内外から全部で150人近くの方に御参加いただきました。

鹿追消防団は1923年に発足した鹿追火災予防組合が前身でございまして、戦後、1947年に鹿追村消防団という形で再スタートを切っております。

当日は功績のあった元団員、御家族、7団体に対して鹿追町から表彰あるいは7人の団

員の方に感謝状が贈られたところでもあります。

それから次には11月21日から23日にかけて、第44回の全国土地改良大会が沖縄で開催されましたので参加させていただきました。この全国土地改良大会も3年ぶりの開催ということで、今年は沖縄の本土復帰50周年の記念の年ということもありまして沖縄での開催となったところでもあります。

今回の会場は沖縄市の沖縄アリーナという大変大きな建物が昨年相当な事業費をかけて建設された会場で1万人ぐらい収容できる、スポーツ、いろんなイベントができる大変立派な施設でございました。併せて大会前に那覇市に宿泊したのですが行く途中、糸満市の沖縄県立平和記念資料館をあまり時間がなかったので1時間ほど見せていただいて、午後からの沖縄市の式典に参加させていただいたところでもあります。

次に24日には、ホテル福原の関係で福原の会長あるいは然別湖観光開発の関係者、それから議会では安藤幹夫副議長に御出席をいただいてホテル福原の譲渡に係る交渉状況について説明していただいたところでもあります。

ずっと交渉が続いているところもありますが、主に4件ほどが継続的に交渉中ということでそのうち二つについては、ある程度いい感触というお話もいただいているところでもあります。ただ、なかなかこういう情勢もあって簡単にいかないということですが、でき得れば年度内ぐらいにいい方向に持っていきたいという話でありますけれども、引き続き状況を確認しながら進めていける形になればと考えております。

次に、11月25日には、とかちの未来デザインプロジェクトの関係で鹿追高校の生徒5人がお見えになりました。これは帯広青年会議所と鹿追町のSDGs推進に関する連携協定を結んでおりますけれども、今年度、青年会議所でとかちの未来デザインプロジェクトの事業を進めてきていただいたところでもあります。

この日は「鹿追をバズらせる」をテーマに鹿追高校だけでなく十勝管内の高校生が主体となって動画、特産品、イベント、これらの開発を行いました。

9月18日には、鹿追の十勝高田牧場で、モーモーフェスタが開催されまして、当日私もお邪魔をしましたが、200人を超える方が参加されました。

今回いろいろ動画を作っていたりした内容について、町としても活用できるものについてはしっかりと連携して進めていきたいと思っております。

それから併せて同じ日にJCI JAPAN グローバルユース国連大使育成事業に参加された鹿追高校の岡原渡さん、それから羽賀風さんからインドネシアでの海外研修等の

活動内容、それから今後の抱負について報告いただいたところであります。

次に12月に入って12月1日ですけれども、民生児童委員の委嘱状の伝達式を行いました。今年は民生児童委員さんの一斉改選の年にあたりまして、新しい任期が12月1日からでございます。当日は今回任期満了の11月30日付けで6人の方が御退任をされましたので、この退任される皆様に厚生労働大臣、それから北海道知事、町からも感謝状をお渡ししまして、長年にわたり地域福祉を推進する中心的な担い手として御苦勞、御活躍いただいたことに感謝を申し上げたところであります。

そして12月1日から3年間、令和7年11月30日までの3年間ということで、改めて民生児童委員として再任された方、そして新任の方、確か7人と記憶しておりますけれども全部で18人の皆様へ厚生労働大臣からの委嘱状、それから北海道知事からの担当地区委嘱状を伝達させていただきました。

今後も地域の身近な相談役として、さらには地域と行政をつなぐパイプ役としてお力添えをいただきますようお願いを申し上げたところでございます。

それから12月3日から4日にかけて、「たいとう・すみだ十勝ウィーク」ということで台東区、墨田区それぞれお邪魔させていただきました。

十勝町村会と台東・墨田の連携事業、3年間進めてきまして今年が最終年度であります。

ただコロナ禍ということもありましてなかなか思ったような事業が実はできなかったということもありますけれども、今回この台東・墨田と十勝町村会の事業がほぼ最終の事業ということで行ってまいりました。

2日間で台東区の服部征夫区長、それから墨田区の山本亨区長ともお会いすることができましたし、それぞれ台東区については千束通り商店街、あるいは墨田区でも事業が行われておりまして、それぞれ十勝の食材を使った店舗が20店以上に協力していただいたということで、もちろん全部に行くのは無理だったのですけれども、数店それぞれお邪魔してきたところであります。

それからジャガイモ詰め放題の行事もそれぞれ台東区・墨田区で行われておりましたので、それぞれその状況も見せていただいたところであります。

墨田区では最後のほうですみだ北斎美術館がございますので視察もさせていただきました。

鹿追は台東区と連携協定等々を結んでおりますので、また来年以降もいろんな形で交流が進むと思います。十勝全体のこれからの在り方については、それぞれ今後いろいろ検討

していくことになると思っっているところであります。

それから最後になりますけれども、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況にあります。これは町の職員も例外ではなくて現在も10数名の職員、病院の職員も含めてですけれども、新型コロナウイルス感染ということで、症状は重症重篤化している職員はおりませんけれども、自宅療養をしているところでございます。

昨日も防災無線とかミジカでお知らせしましたけれども、病院の病棟の職員等の罹患者、それから入院患者も若干罹患している方がいらっしゃるということで今週から来週のはじめにかけて専門外来についてはお休みすると、薬の処方等はできるということでございます。

あと、人間ドックだとか、特定健診あるいは企業の健診も当面見合わせていただくということでございます。通常の内科、外科の診療、それから発熱外来、ワクチンの接種もしておりますのでそれについては継続していく状況でありますけれども、今後の職員の状況によってはまた考えていかなければならないと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

非常に新型コロナウイルス感染は拡大しておりますけれども、重篤化という報告は受けていないので、ただいずれにしても職員が罹患してしまうと原則1週間仕事に出られないということでなかなか体制が厳しくなることも予想されておりますけれども、何とか感染拡大防止を引き続き図っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上申し上げまして行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（安藤幹夫）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

日程5

所管事務調査報告書

〔総務文教常任委員会〕

○議長（安藤幹夫）

日程5、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会から所管事務調査報告書が、議長に提出されましたので報告を求めます。

畑久雄総務文教常任委員長。

○3番（畑久雄）

それでは総務文教常任委員会から所管事務調査報告いたします。

本委員会は下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記、1、調査期間、令和4年10月4日から10月6日。

2、調査地・調査項目、(1)大空町役場東藻琴総合支所、大空町立大空高等学校東藻琴校、緑友寮及び新寮について、10月4日に行いました。

(2)北見市役所、書かないワンストップ窓口による窓口サービス改善について、これは10月5日であります。

(3)津別町役場、空き家活用による移住定住政策、まちづくり会社について、10月5日に行いました。

(4)鶴居村役場、人口減少対策、移住・定住、むらづくり会社について、10月6日に調査いたしました。

3、参加者は記載のとおりであります。

それぞれより各担当決めまして調査内容、それから結果について記載されております。後ほど御覧になっていただきたいと思っております。

最後に総合考察として記してあります。

今回は道東に位置する1市2町1村の行政視察を行い、人口減少対策、学校教育、空き家対策、公共施設の取組や対策等を調査いたしました。

大空町では、町村合併と少子化により、高校の統合が4年がかりで進められ、地域住民の賛同で誕生しました。全国公募や校舎及び寄宿舎等の施設整備が進められております。地域学校協働活動を通じてまちづくりを行なっている。生徒数の減少や全国公募、寮や公設塾等、鹿追高校にも通じる課題もあります。

北見市での書かないワンストップ窓口業務を調査し、地方自治体の多くがいかに業務の効率化に悩んでいるかを痛感しました。平成24年から取組を開始し、課長以上のワンストップ推進会議や担当職員による作業部会では、ともに時間をかけて事前のトラブルを回避し、導入の成功につながっております。本町においても費用がかかる窓口業務システム構築の前に、まず申請書の統合や手続きの流れを書いたシートの活用等については、住民サ

ービス向上のために取り組めると考えます。

津別町、鶴居村の空き家対策、移住・定住対策、まちづくり会社等、各町村でそれぞれの特徴ある資源を生かし、想像力を働かせ、試行錯誤しながら前に進んでおります。そうした人たちを応援していくのは行政の役割であり、新たなことに挑戦できる場を広げることが町の成長力であります。

みんなで知恵を出し、住みよいまちづくりをする方向へ情報を示し、進めることが必要と考える次第であります。

以上であります。

○議長（安藤幹夫）

以上で総務文教常任委員会からの所管事務調査報告の件は、報告済みといたします。

日程 6

所管事務調査報告書

〔産業厚生常任委員会〕

○議長（安藤幹夫）

日程 6、所管事務調査報告を行います。

産業厚生常任委員会から所管事務調査報告書が、議長に提出されましたので報告を求めます。

加納茂産業厚生常任委員長。

○5番（加納茂）

所管事務調査報告書、本委員会は下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

調査期間、令和4年8月29日から8月31日までの3日間。

調査地・調査項目、(1) 枝幸町、①新規・移転就農について。

(2) 美深町、①チョウザメ事業について、②森林公園びふかアイランドについて、③新規・移転就農事業について。

(3) 士別市、①いきいき健康センターについて。

参加者は記載のとおりであります。なお1人、新型コロナウイルス感染症の関係で欠席しております。

各項目は、詳しくは後ほどお目通し願います。

総合考察を読み上げます。

移転、新規就農。

鹿追町の基幹産業は農業であるが、この地域が日本の食料生産基地として発展してきた

のは国営、道営の農地基盤整備事業による生産効果も大きい。経営規模の拡大に伴い、最先端の大型機械の導入や、コントラクター事業による作業方法、農業生産方法が変貌している。労働形態も家族経営から従業員を雇用する等、法人化が進んでいる。

このような本町の農業について、今後の方向性として新規就農者の受け入れによる地域活性化、地域コミュニティの存続等について調査を行なった。

今回研修した道北の枝幸町、美深町は本町の現状と異なり各農家の経営は家族労働を主としており、意欲のある新規就農者を受け入れることで農家戸数の維持や担い手の育成を進めていた。

新規就農者の受け入れは、町全体で新規に真剣に取り組むことで地域コミュニティの維持やそれぞれの農家が協力し合い、小さくても働きがいのある農業、家族で支え合って生活していく楽しさを感じとることができた。

酪農、畜産、畑作等、農業に挑戦してみたいと夢を持ってやって来る人を町ぐるみで育てる仕組み作りや、資金が無くても参入できる就農システムを確立していた。

一方、美深町での新規就農は現在 16 戸が営農しており畑作、水稻、酪農、ハウスによる高級野菜への参入等、多岐に渡っているが同様に手厚い施策があり就農者の経営を支えている。就農の条件として 55 歳以下としているが、今後は就農者の健康状態も加味しなければならないとのことであった。

鹿追町においても経営規模は小さくても、農業で生活していける就農方法が求められていくと考える。新規就農者が地域に定着することで過疎化を少しでも食い止め、地域コミュニティの存続につながっていくものとする。

美深町、びふかアイランド、チョウザメ飼育。

びふかアイランドは旧天塩川の蛇行した部分の三日月湖に囲まれた域内に展開するレジャー施設である。オートキャンプ場、コテージ、チョウザメ館、パークゴルフ場、温泉施設等があり、町民の憩いの場所となっている。この三日月湖でチョウザメを飼育したことがチョウザメを始めるきっかけとなったとのことであるが、現在この三日月湖は天塩川とは切り離されているため、河川水の流入がなく水質に問題があると思われる。

一方、チョウザメ飼育は現在 1 万 8,000 尾の飼育数であり、本町の 2.5 倍の飼育数である。飼育施設も多岐にわたり莫大な投資が行われており、様々な環境で飼育されていた。施設内には認可を受けたキャビア、肉の加工施設があり衛生的な環境での作業である。しかし、町おこし、観光振興の側面もあるが、これだけの施設の投資と飼育数であっても採

算割れとのことであり、本町のチョウザメ飼育も今後の方向性を確立し慎重に対応しなければならない。

健康、福祉施策。

士別市では全国に先駆けて健康長寿推進条例、受動喫煙防止条例が制定されており、住民の健康を第一に考えた政策が展開されていた。

士別市のいきいき健康センターは、建物も本町のトリムセンターの機能に様々なサロンが加わった施設として多くの住民に利用されている。健康に過ごすことは最も大切に考えるべき事項であり、特にお年寄りには健康寿命を延ばすことが、生きがいを持って過ごせる大事な要素になると考える。

以上であります。

○議長（安藤幹夫）

以上で産業厚生常任委員会からの所管事務調査報告の件は、報告済みとします。

日程 7 請願第 3 号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の
存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願

○議長（安藤幹夫）

日程 7、請願第 3 号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

よって本件は産業厚生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程 8 議案第 57 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

○議長（安藤幹夫）

日程 8、議案第 57 号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 57 号は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明申し上げます。

国家公務員の定年引き上げに伴いまして地方公務員法の一部が改正され、令和 3 年 6 月 11 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとなっております。これに伴いまして関係する職員の定年等に関する条例のほか旧条例についてそれぞれ条例の一部を改正するもので、第 1 条の職員の定年等に関する条例につきましては、大きく五点の改正があり、一点目が、定年の引き上げであり 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げを行うこと。

二点目が、役職定年制（管理監督職上限年齢制）の導入で、60 歳を基本として管理職手当の支給対象となる職についているものを上限年齢に達した日の翌日から最初の 4 月 1 日までの間に、管理職以外の職に異動させなければならないこと。

三点目が、定年前再任用短時間勤務制の導入で、60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入すること。

四点目が、情報提供と意思確認制度の新設で雇用の情報提供と勤務の意思を確認するよう努めること。

五点目が、給与に関する措置で、当分の間、60 歳を超える職員の給料月額を 60 歳前の 7 割水準に設定するとするものであります。また、7 ページにあります第 3 条の鹿追町職員定数条例につきましては、町長の事務部局の職員定数を 12 人、教育委員会事務部局の職員を 2 人それぞれ増とし、11 ページの第 10 条は、鹿追町職員の再任用に関する条例を廃止するもので、それ以外につきましては定年延長に伴う条文の整理等となるものであります。

以上、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、改正要旨を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 57 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第 58 号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 10 議案第 59 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 11 議案第 60 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程 12 議案第 61 号 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程 9、議案第 58 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 10、議案第 59 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 11、議案第 60 号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

日程 12、議案第 61 号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定について。

以上4件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

以上4件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第58号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第59号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第60号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

議案第61号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括で説明させていただきます。

改正内容の要旨を申し上げます。

本年8月8日に人事院から、国家公務員の給与について、月例給を平均で0.23%、勤勉手当の支給月数を0.1か月分それぞれ引き上げる勧告があり、11月11日に国家公務員の一般職の給与に関する法律等の一部改正がされ、18日に公布されたため地方公務員につきましても準拠していることから、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

議案第58号から議案第60号までの3議案につきましては、今年度は12月に支給する勤勉手当の割合に100分の10を追加し、令和5年度以降は6月及び12月に支給する勤勉手当の割合にそれぞれ100分の5を追加するもので、年間4.3か月から4.4か月とし、再任用職員につきましては、令和5年度から6月及び12月に支給する勤勉手当の割合にそれぞれ100分の2.5を追加して、合わせて行政職給与表について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号につきましては、令和5年度から6月及び12月に支給する期末手当にそれぞれ100分の5を追加し、給与表についても所要の改正を行うものであります。

以上、議案第58号から議案第61号まで一括で説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 58 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 59 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 60 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 61 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は 11 時 15 分といたします。

休憩 11 時 05 分

再開 11 時 15 分

○議長（安藤幹夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 13 議案第 62 号 鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程 13、議案第 62 号、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 62 号は、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定に基づき各都道府県において入浴料金の統制額を定めておりますが、北海道公衆浴場入浴料金審議会の答申を受けて、北海道では大人 12 歳以上の者の入浴料金を 10 月 1 日から 450 円を 480 円に改定しましたことから、令和 5 年 4 月 1 日から町の施設においても関連する部分の改定をそれぞれ行うものであります。

以上、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について改正要旨を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 62 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 63 号 令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（安藤幹夫）

日程 14、議案第 63 号、令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 63 号は、令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）となるものです。

令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 3 億 7,542 万 5,000 円

を追加しまして、総額を78億6,098万6,000円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、37ページより御説明いたします。

款項目、議会費の職員手当等で24万9,000円の追加。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で173万7,000円、職員手当等で570万5,000円、共済費合計で148万円、旅費で100万円、需用費合計で1,896万円、役務費で100万円、委託料で役場庁舎エレベーター整備実施設計外合計で719万円のそれぞれ追加。

支所費の職員手当等で11万5,000円、需用費、燃料費で17万円のそれぞれ追加。

企画振興費の需用費、燃料費で15万5,000円、負担金補助及び交付金で地方バス路線維持対策補助金で2,143万9,000円のそれぞれ追加。

公害防災費の需用費、修繕料で18万2,000円の追加。

ジオパーク事業費の需用費、燃料費で8万6,000円、負担金補助及び交付金で14万1,000円のそれぞれ追加。

選挙費、知事・道議選挙費の報酬合計で46万8,000円、職員手当等で48万6,000円、旅費で9万1,000円、需用費合計で37万5,000円、役務費合計で110万1,000円、原材料費で62万円のそれぞれ追加。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、委託料で950万円、扶助費で合計82万円、繰出金で国民健康保険特別会計繰出金で5万3,000円のそれぞれ追加。

老人福祉施設費の需用費、燃料費で13万5,000円の追加。

在宅福祉費の需用費、修繕料で11万5,000円の追加、負担金補助及び交付金で1,278万3,000円の減額、繰出金で介護保険特別会計繰出金で11万7,000円のそれぞれ追加。

後期高齢者医療費の負担金補助及び交付金で72万9,000円、繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金で248万1,000円のそれぞれ減額。

児童福祉費、児童福祉施設費の報酬で50万4,000円の減額、需用費、燃料費で12万円の追加。

児童措置費の旅費で9万5,000円、扶助費で639万円のそれぞれ減額。

こども園費の委託料で46万4,000円の減額、備品購入費で117万5,000円の追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金で合計473万5,000円の追加。

予防費、委託料で310万円の追加。

へき地保健対策費の需用費、修繕料で40万円の追加。

清掃費、清掃総務費の職員手当等で2万2,000円、需用費合計で69万5,000円のそれぞれ追加。

農林費、農業費、農業委員会費の報償費で4,000円、旅費で合計170万7,000円、需用費、食糧費で4,000円のそれぞれ減額。

農業開発研究費の需用費合計で70万円の追加。

畜産業費の委託料で2,645万2,000円の追加備品購入費で240万7,000円の減額。

環境保全センター費の委託料でバイオガスプラント委託料で5,800万円の追加。

農業用水事業費の需用費、光熱水費で480万円、繰出金で合計454万7,000円のそれぞれ追加。

土地改良事業費の報酬で174万円、職員手当等で36万円、需用費、修繕料で30万8,000円のそれぞれ減額。

産業後継者対策費の職員手当等で5,000円の追加。

款項、商工費、商工業振興費の負担金補助及び交付金で120万円の減額。

観光費の報酬で82万4,000円の追加。

魚族資源保護対策費の需用費、燃料費で12万円、委託料で56万9,000円のそれぞれ追加。

労働諸費の負担金及び交付金で55万円の減額。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費合計で220万円、使用料及び賃借料で289万円のそれぞれ追加。

道路新設改良費の工事請負費で118万7,000円の減額。

都市計画費、公園緑地費の需用費、修繕料で17万円の追加、備品購入費で12万6,000円の減額。

花とみどり費の備品購入費でハウス用加温機購入で161万7,000円の追加。

款項、消防費、非常備消防費の需用費、燃料費で7万5,000円の追加、負担金補助及び交付金で合計3万9,000円の減額。

教育費、教育総務費、教育振興費の負担金補助及び交付金で合計462万2,000円の減額。

財産管理費の需用費、修繕料で13万円の追加。

共同調理場費の需用費合計で44万円の追加。

小学校費、学校管理費の需用費合計で450万円の追加。

中学校費、学校管理費の需用費合計で215万円の追加。

社会教育費、社会教育総務費の報酬で82万4,000円、職員手当等で1万3,000円のそれぞれ追加。

社会教育施設費の需用費合計で394万円の追加。

図書館費の需用費合計で73万2,000円の追加。

保健体育費、体育振興費の需用費、燃料費で169万円の追加。

諸支出金、項目、基金費の積立金で合計2億1,200万円の追加であります。

次に、歳入、34ページから御説明いたします。

款項目、地方特例交付金の地方特例交付金で222万1,000円の追加。

使用料及び手数料、使用料、農林使用料、農業使用料で2,645万1,000円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の児童福祉費負担金で449万8,000円の減額。

国庫補助金、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で600万円の追加。

農林費国庫補助金の農業費補助金で100万円の減額。

土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で100万円の減額。

都市計画補助金で357万5,000円の追加。

教育費国庫補助金の小学校費補助金で50万円の減額。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で160万4,000円、児童福祉費負担金で94万6,000円のそれぞれ減額。

繰入金、基金繰入金、農業振興基金繰入金の農業振興基金繰入金で30万8,000円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で3億4,703万4,000円の追加であります。

以上、令和4年度鹿追町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

議案第63号は分割して質疑を行います。

はじめに、1款、議会費から4款、衛生費、42ページ中段まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、埴淵議員。

○9番（埴淵賢治）

ページ数で言うと38ページに当たります。

総務費の委託料、庁舎エレベーター実施設計業務委託料が計上されております。この内

容に触れまして振り返ってみますと、本件に入る前に一部説明を加えさせていただきますけれども、昨年の9月に役場庁舎エレベーター設置の質問をさせていただきました。その際、町長から構造上の問題であるとか財源の確保等も含めて調査・研究ということで前向きな答弁をいただきました。そのときに私も1か月前に体調が悪くて途中にしてやめてしまったようなことがありましたけれども、なるだけ周りに分からないような形でやめてしまったわけでありましてけれども、再度、町民要請にどう答えていただけるのかという一般質問を実際に通告直後に出させていただいたわけでありまして、我々の総務文教常任委員会で庁舎エレベーターの実施設計について補正予算で計上されていたわけでありまして。その際何点か私も質問させていただきましたが、後日これはやはり重複するなという判断から一般質問は取り下げております。

そこで実際に実施計画の内容について何点かここで質問させていただきますが、委員会においては、地上3階、また地下1階ということで質問いたしましたが、地上3階ということでの答弁をいただきました。その後の情報によりますと地下1階というのは、地下水の湧き出る量が半端でないということでその内容については理解いたしております。位置についてはトイレの横ということでありますので、スペース的にはどこまでもということではないでしょうからどの程度の規模で何人ぐらい乗れるエレベーターであるのか。自分自身も例えば11人、13人、16人と大きなエレベーターもありますけれども、その規模をまずお伺いいたします。

それから一般的に工事に入る前は基本設計を基に実施設計が手順であると思っておりますけれども、この度は実施設計から入っていただいているということで、行政の継続性からいっても来期、早期に取り組んでいくのかなと私なりの読みをしているわけですが、時期についても併せてお伺いしたいと思います。

それから先ほど触れました財源の確保、最も重要な問題であります。これについても私は地方創生交付金等について、府県ではそれを利用してというところもあるかのように思っておりましたので、そういう言い方をいたしましたところ、過疎債を活用してという答弁でありました。それで過疎債ということになると充足率100に対して償還金が70だと。実際に地方債としてその支払い30%、どの程度の期間で支払うのか。これはあくまでも知識として知っておきたいのでこれも併せて説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤幹夫）

菊池財政担当課長。

○総務課財政担当課長（菊池光浩）

何点か御質問をいただきました。それぞれエレベーターの規模、場所、施行時期、財政確保等と認識しております。

総務文教常任委員会、全員協議会でも御説明させていただきましたが現在設置を考えている場所につきましては、スペース的なこともありますので、ダムウエーター、小荷物専用昇降機といいますけれども、ダムウエーターのある場所に計画したいと考えております。

スペース、規模になりますけれども現在考えておりますのは、13人規模程度のエレベーターを想定しております。これは当然車椅子も入るスペースと設計建築担当からも聞いているところであります。

場所、スペースにつきましては現在の、例えば1階で申し上げますと奥行きにつきましてはある程度現在のところで確保できるのではないだろうか、幅が今のダムウエーター、小荷物専用昇降機の場所では手狭ということで、少し戸籍年金窓口のほうに拡張しなければならないのではないかと想定しているところであります。

施工時期につきましては、今般御案内のとおり建設価格等々が高騰しております。まずは実施設計を組んで事業費はどれぐらいになるのか。まずそれを把握する必要がありますので、施工時期についてはまだ、はっきりしたところは申し上げられないということで御理解いただきたいと思います。

最後に財源確保についてであります。委員会等ではユニバーサルデザインの推進ということで公共施設についても全ての方に優しい公共施設ということで御説明したところであります。もちろんそのとおりでございます。

加えて実際、北海道胆振東部地震のときにブラックアウトを経験しまして、本町においても役場3階に避難したという経過があります。そんなことも踏まえて防災計画とかの見直しも含めて、具体的に申し上げますと緊急防災事業対策債という起債があります。これらも有利な起債となっております交付税措置もありますので、これらも検討していきたいというところになっております。

最後に返済の期間について御質問いただいております。ちょっと勉強不足で即答できないですが、後ほど調べてお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（安藤幹夫）

10 番、埴渕議員。

○10 番（埴渕賢治）

現段階におきましては十分なる答弁と説明をいただきましてありがとうございます。

本当に先ほども申しあげましたけれども一般質問の取り下げ、それ以上に町長の判断力また実行力が町民の要請に応えてくれたことがこれから審議されていくわけですが、そういったことが最も重要なことであるということを申しあげ、私からの質問はこれで終わります。

○議長（安藤幹夫）

答弁はよろしいですか。

○10 番（埴渕賢治）

あればいただきますけれども。

○議長（安藤幹夫）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

エレベーターの関係ということでありますけれども、特に公共施設で2階以上の建物であれば、エレベーターはこの時代は必須ではないかと思っております。

それで数年前に耐震改修等もやっておりますけれども、その後エレベーターの一般質問を埴渕議員からいただいたということも当然でございますけれども、設置について内部で検討したり、設計会社の意見を聞いたりいろいろしました。外付けはどうだろうかとかいろんなことも検討したのですけれども、それぞれ一長一短ありまして、やはり現実的なところは今のダムウエーターの場所で設置するのが一番現実的ではないかということで、そういった検討を踏まえて今回実施設計の予算を提案させていただいたところであります。

先ほど来出ております財源の問題等々ありますので、いずれにしても新年度できれば、新年度がいいと思っておりますけれども、脱炭素先行地域事業の関係とかいろんな全体の調整も含めてになるかと思いますが、できる限り起債等の対応も確認しながら早期に着手できるように検討していきたいと思っております。

○議長（安藤幹夫）

ほか質疑ありますか。

4 番、台蔵議員。

○4 番（台蔵征一）

関連でありますけれども、実際にエレベーターができてからの問題でまだそこまで内部で協議してないのかもしれないけれども、基本的に今説明があった中で車椅子の方も対応できるエレベーターということで、障害のある方も3階まで上がってきて議会傍聴できるような、最終的には方向性が重要とは私も思います。

そのことでいきますと、この議場も、それから議場に入るところも階段がありますので、この段差に対してやはり基本的に車椅子が通れる対応も必要かと思います。エレベーターができてからということが大前提だとは思いますが、この辺のところはどうでしょうか。

○議長（安藤幹夫）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今の関係については車椅子で議会の傍聴等々も当然これからエレベーターができれば実現するわけですから、そのことも一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（安藤幹夫）

よろしいですか。

先ほどの埴淵議員に対する答弁、菊地財政担当課長。

○総務課財政担当課長（菊池光浩）

先ほどの緊急防災事業対策債の償還の年数であります。

最大の償還年数になりますので具体的にはそれぞれ個々の対応となろうと思っておりますけれども、5年据え置きの25年償還となっております。25年以内という形になります。

以上であります。

○議長（安藤幹夫）

以上でよろしいですか。

ほか質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

ここで説明員の入れ替えを行います。

次に、5款、農林費から、8款、消防費、46ページ上段までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水浩徳）

43 ページ、環境保全センター費のバイオガスプラント事業委託料について質問します。

この内訳を見ますと、発電機等のほとんどが修理に使用されるのですが、修繕料を使用すべきかと思うのですが、なぜ委託料なのか説明をお願いします。

○議長（安藤幹夫）

橋本農業振興課長補佐。

○農業振興課長補佐兼環境保全センター係長（橋本和則）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

バイオガスプラントにつきましては、収入としまして売電料と農家の方の原料の受け入れと散布で賄っておりまして、その部分を町に収入として入れております。そこから町からバイオガスプラントの利用組合に委託料として全体経費を計上して、年間稼働させていますのでそのため委託料として計上しております。

○議長（安藤幹夫）

1番、清水議員。

○1番（清水浩徳）

分かりました。

発電機の故障のことについてお尋ねしますが、今、ラジエーター交換、ターボ交換で4基、メンテナンスで3基となっておりますけれども、これらの修理に関しまして売電等に影響はないのでしょうか。

○議長（安藤幹夫）

橋本農業振興課長補佐。

○農業振興課長補佐兼環境保全センター係長（橋本和則）

発電機のラジエーターとターボにつきましては、エンジンの内燃機関以外の外付けの部分になりましてラジエーターがエンジンのほうに安定的に空気を送ってエンジンを稼働させるもので、ターボにつきましては過給機といたしましてエンジン内に空気を送りまして効率的にエンジンを回すものになっております。

まず発電機が4基ありまして、常に3基動いている状態で、1基はバックアップとして、不測の事態があったときに稼働するものとなっておりますので1基ずつラジエーターとターボを交換していくときに、もう一つのバックアップを使用することで売電には影響ない形となっております。

以上です。

○議長（安藤幹夫）

清水議員。

○1番（清水浩徳）

修理の完了の時期はいつ頃と見込んでいるのでしょうか。

○議長（安藤幹夫）

橋本農業振興課長補佐。

○農業振興課長補佐兼環境保全センター係長（橋本和則）

今年度の収入の予定としましては売電で約1億8,000万円程度見込んでおります。

すいません。

修理の完了は今年度3月までに完了する予定であります。

以上です。

○議長（安藤幹夫）

よろしいですか。

ほか質疑ありますか。

4番、台蔵議員。

○4番（台蔵征一）

関連でありますけれども、今の委託料になぜなるのかというところが、まだ理解できてないので再確認させていただきます。

その前に、先般行われました産業厚生常任委員会に資料が出てきてなかったということで委員会として今回のバイオガスプラントの修繕の関係と町営牧場の入牧料の関係で資料をいただきました。ありがとうございます。

できましたら毎回委員会、特にこの時期、ある程度年度変わる時期に数字が出てくるので、これはやはり議員の専門的分野でありますのでこういう資料は請求する前に出していただけるような方向で御検討願いたい。

よろしくお願ひしたいと思います。

それでこのバイオガスプラントの関係を見ますと瓜幕バイオマスプラントの収支の内容ですと修繕費が7,500万円とか4,000万円以上ということで修繕費が毎年かけてきて、委託料というのは138万円固定しているのですけれども、こういうやり方をしているのに来年度は年度内に修理するということは、今年度この委託料が増えるということになる

と数字の上では見たら感じるのですけれども、そこの説明をいただきたい。

それと同じく 43 ページ、牧場の指定管理の委託料の関係で、今年 2,600 万円の最終的に頭数が増えてプラスになったという説明をいただきましたけれども、これも資料をいただきまして資料の中に説明があつて最終的に 2,600 万円がどうして出てきたかという、夏牧の放牧はほぼ同じ頭数ですけれども、夏の舎飼いが 2 倍以上の頭数が入って、最終的に 4 万頭規模の頭数が多く入ったことによって 2,600 万円という数字が出てきているのですけれども、この計画を見ますと 4 万頭弱なのです。令和 4 年度の計画が 3 万 9,800 頭、令和 4 年の見込みが 8 万 652 頭ということで 2 倍以上になっているのですけれども、この計画の立て方、基本的な考え方を説明いただきたい。

前年の 7 万頭ぐらい実質利用しているのに、3 万 9,800 頭しか計画しなかったその考え方、それと来年、令和 5 年度に向けてどういう方向でいくのか御説明いただきたい。

○議長（安藤幹夫）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

細かい数字は産業厚生常任委員会に後で提出した資料を私は見ていないので細かい数字は別にして、最初に御指摘のありました資料の関係について金額が多いものとか、その内容によってできるだけきちんと資料を出すようには今後も努めていきたいと思ひます。

それとバイオガスの関係ですけれども、多分細かい資料のお渡しした中のいろんな区分は実際の役場の会計でいくと委託料なり修繕料なりという数字の科目の区分であると思ひます。先ほど橋本補佐がお答えしたとおり町からは全体を委託料として利用組合に委託料で出して、その中の経費の内訳としては台蔵議員がおっしゃった委託料であったり修繕料であったりという区分だと御理解をいただければと思ひます。ですから今回は町からの歳出の区分は委託料になっていますけれども、その中身は何かというとその委託した中の修繕に充当する経費ということで御理解をいただければと思ひております。

毎年契約の委託料については、何かの点検経費の委託ですからずっと定額で続いていると私も担当していた時期がありましたから、そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

牧場の関係については、檜山課長から当初予算の見方とかいろんな関係があつてそうになっていると大まかにはそう思ひておりますが、牧場の関係については檜山課長からお答えをさせていただきます。

○議長（安藤幹夫）

農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

お答えさせていただきます。

牧場の関係についてお答えしたいと思います。

今年、当初、夏季舎飼いが4万頭弱契約したのは、管理しているJA鹿追町といろいろ打ち合わせをして、去年は7万頭弱あったのですけれども、これも実績として思ったより多かったということで、今年の契約としては少なめに見ております。結果4万頭増えたということも、放牧には入れなかったのですけれども、夏季舎飼いで値段も2倍以上の値段なのですけれども、そちらでもいいので預かってほしいという要望が多数あって、入れる分だけ受けたのが延べで4万頭となっております。

令和5年度、新年度予算に関しても、今は生産調整等いろいろ入って、頭数も若干減ってきているということで令和4年度並みで計画している形になっております。

○議長（安藤幹夫）

4番、台蔵議員。

○4番（台蔵征一）

先ほど町長に御答弁いただいた環境保全センターの瓜幕バイオガスプラントの関係の委託料、そういうことで内部的なことでありますけれども、今、清水議員と私、この議場でわざわざ質問させていただいているのは、最初にお話しました委員会の中で資料がなくて、私、産業厚生常任委員会の中で質問したのですけれども、資料がない中で御答弁いただいてもよく理解できなかったということがありますので、申し訳ないですけれども次回からはこのようなことにならないよう私は願いたい。まず第一。

それと今の牧場の関係ですけれども、全体的には冬季に入れて60%前後しか入牧できていない中で、なぜこの夏牧の舎飼いが高いのに農家が希望するかというと、やはり自前のところで育成していく手間暇と施設の問題、餌の問題ありますけれども考慮して、多分町にお願いしたほうが何とかやっていけるのかなということで、4万頭という数字が出てきているのかなとお察しいたします。

今お話あったように新年度に向けてはかなり生産調整に向けた取組が今動き出して、現場は相当悲鳴を上げている状態の中でありますので、もしかするとやはり今年みたいな数字にはならないかもしれないですね。そういう意味では令和5年度、先ほどの説明いた

だいた方向で妥当なのかなということで、農家はこの入牧料金が上がって、なおかつ牛の頭数を増やさなければいけないという環境の中で今までは来て高い舎飼いでも利用させていただいているということで、この現場は指定管理者になっています J A 鹿追町が非常に頑張っていたいて、この舎飼いの出し入れ、それから予算の調整、調達も頑張っていたいて、この場を借りて J A 鹿追町にも感謝申し上げたいということで、来年度からもなるべく牧場が利用できる方法を考えていただければと思います。

終わります。

○議長（安藤幹夫）

答弁は。

ほか質疑ありませんか。ありませんか。

これで消防費までの質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は 13 時、午後 1 時とします。

休憩 12 時 00 分

再開 13 時 00 分

○議長（安藤幹夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

9 款、教育費から 11 款、48 ページ、諸支出金までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 63 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 9 人

○議長（安藤幹夫）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 64 号 令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（安藤幹夫）

日程 15、議案第 64 号、令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 64 号は、令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算にそれぞれ 21 万 8,000 円を追加しまして、総額を 8 億 463 万 5,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、55 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で 4 万 4,000 円、共済費で 9,000 円のそれぞれ追加。

連合会負担金の負担金補助及び交付金で、システム改修のため 16 万 5,000 円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

道出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で 16 万 5,000 円の追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で 5 万 3,000 円の追加であります。

以上、令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第65号 令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第2号) について

○議長（安藤幹夫）

日程16、議案第65号、令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第65号は、令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）となる
ものです。

第1条、令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定め
るところによるといたしまして、第2条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の
補正であり、収入につきましては、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益に149万
5,000円を追加し、補正後の額を6億2,189万1,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に149万5,000円を追
加し、補正後の額を6億2,189万1,000円とするものであります。

第3条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費

の補正であり（１）職員給与費、３億９,２３０万円に１４９万５,０００円を追加し、３億９,３７９万円とするものであります。

第４条は、予算第７条に定めます他会計からの補助金の補正であり、２億６,６６９万７,０００円に１４９万５,０００円を追加しまして、２億６,８１９万２,０００円とするものであります。

次に、補正予算の内容につきましては、次ページの補正予算説明書により御説明申し上げます。

収入につきましては、病院事業収益、医業外収益、他会計補助金で１４９万５,０００円の追加であります。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、給与費で合計１４９万５,０００円の追加となるものであります。

以上、令和４年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第６５号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手９人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 66 号 令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

について

○議長（安藤幹夫）

日程 17、議案第 66 号、令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 66 号は、令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 408 万 8,000 円を追加しまして、総額を 2 億 1,954 万円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、64 ページより御説明申し上げます。

事業費、水道総務費、一般管理費の給料で 3 万 6,000 円、職員手当等で 3 万 7,000 円、共済費で 1 万 5,000 円のそれぞれ追加。

水道施設費、施設管理費の需用費、光熱水費で 4 万円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 174 万 6,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 234 万 2,000 円の追加であります。

以上、令和 4 年度簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ごめんなさい、事業費、光熱水費で 400 万円の追加であります。申し訳ございません。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 66 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 67 号 令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）
について

○議長（安藤幹夫）

日程 18、議案第 67 号、令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 67 号は、令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる
いたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 552 万 3,000 円
を追加しまして、総額を 2 億 7,972 万 6,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 71 ページより御説明いたします。

管理費、施設管理費、公共下水道施設管理費の需用費、光熱水費で 57 万円の追加。

農業集落排水施設管理費の職員手当等で 4 万 4,000 円、共済費で 9,000 円、需用費、光
熱水費で 330 万円のそれぞれ追加。

款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の需用費、修繕料で 160 万円の追加であり
ます。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 280 万 1,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 272 万 2,000 円の追加であります。

以上、令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げまし
た。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 67 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 19 議案第 68 号 令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
について

○議長（安藤幹夫）

日程 19、議案第 68 号、令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 68 号は、令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 20 万 9,000 円を追加しまして、総額を 5 億 2,956 万 8,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、79 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で3万9,000円、共済費で8,000円のそれぞれ追加。

介護認定審査会費、認定調査費の委託料で4万7,000円の追加。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費の共済費で8,000円の追加。

認知症総合支援事業費で認知症講演会開催のため、報償費で10万円、役務費で7,000円のそれぞれ追加であります。

次に、歳入、77ページより御説明いたします。

款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で2万5,000円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で4万4,000円の追加。

道支出金、道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で2万3,000円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で2万3,000円の追加。

その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で4万7,000円、事務費繰入金で4万7,000円のそれぞれ追加であります。

以上、令和4年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 20 議案第 69 号 令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（安藤幹夫）

日程 20、議案第 69 号、令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 69 号は、令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）となる
ものです。

令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところに
よるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 248
万 1,000 円を減額しまして、総額を 9,571 万 9,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、86 ページより御説明いたします。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金で 248 万 1,000 円の減
額です。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で 213 万 8,000 円、その
他一般会計繰入金で 34 万 3,000 円のそれぞれ減額であります。

以上、令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申
上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 69 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 13 時 22 分